

## 原発被災自治体の今後の財政と町民町税等の負担

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

東日本大震災から、はや 8 年。執拗な国や福島県の帰還政策のもとでも、容易に帰還はすすまない。帰還政策の帰趨は、帰還した人々、帰還しなかった（できなかつた）人びとの生活基盤と、それぞれの市町村財政の行方に直結する。

ここでは、箇条書き的に問題点や課題を抽出してみることにする。

### 1. 市町村財政

#### (1) 固定資産税

市町村財政を市町村民税の観点からみると、その基盤は固定資産税である。浪江町、双葉町、大熊町、富岡町の市町村民税を大震災の前年の 2011 年度と直近のデータ（いじれも決算カード）である 2016 年度で比較してみると次のようになる。

歳入に占める市町村税等の割合

単位：%

|               | 浪江町   |      | 双葉町   |      | 大熊町   |      | 富岡町   |      |
|---------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 歳入に占める市町村税の割合 | 10 年度 | 20.2 | 10 年度 | 33.8 | 10 年度 | 49.7 | 10 年度 | 43.0 |
|               | 16 年度 | 2.5  | 16 年度 | 9.6  | 16 年度 | 16.3 | 16 年度 | 7.0  |
| 市町村税に占める市町村民税 | 10 年度 | 38.6 | 10 年度 | 17.0 | 10 年度 | 24.6 | 10 年度 | 28.2 |
|               | 16 年度 | 78.3 | 16 年度 | 19.0 | 16 年度 | 15.1 | 16 年度 | 34.0 |
| 市町村税に占める固定資産税 | 10 年度 | 50.5 | 10 年度 | 80.6 | 10 年度 | 72.2 | 10 年度 | 66.3 |
|               | 16 年度 | 6.3  | 16 年度 | 80.3 | 16 年度 | 84.4 | 16 年度 | 62.7 |

- ・ 上表の 4 町では浪江町が他と状況が異なるので、28 年度の福島県市町村普通会計決算状況をみると、市町村税の割合 18.6%である。浪江町の 2017 年度、2018 年度予算をみても、歳入に占める町税の割合（構成比）は 1%台である。その要因は別途する必要がある。
- ・ 双葉町、大熊町、富岡町については、福島県市町村全体より町財政に占める市町村税の割合より低い。これは、交付金等の国庫支出金が多額のためである。
- ・ 町税に占める固定資産税の割合は、震災前と 2016 年度であまり変化がない。双葉町、富岡町は若干の減少であるのに対し、大熊町は増加している。
- ・ 大熊町は、金額的にも 2010 年度約 27 億円、2016 年度 36 億円と約 33%もの増加となっている。

- ・ したがって、双葉町、大熊町、富岡町については、震災関連の交付金が今後どう推移するのかにもよるが固定資産税の課税がどうなるかは、重要な課題になる。
- ・ そこで檜葉町の 2016 年度決算状況をみると、歳入に占める町税の割合は 7.4%、町税に占める固定資産税の割合は 73.0%と、交付金もふくめて双葉町、大熊町、富岡町とあまり変わりはない。富岡町は今後の檜葉町の状況を注視していく必要がある。

## (2) 市町村民税

- ・ 檜葉町の帰還が一定程度落ち着いた後、帰還しなかった、できなかった人々の納税のあり方は大きな課題になる可能性がある。それは、住民票を移住地先に移すのかどうか、移住先に納税することのするのか否かということである。
- ・ 二重住民登録を総務省は認めていない。あつてはならないことだが、国や県が避難指示を解除した地域の復興状況によって、住民票＝納税地のあり方を強権的に決めてしまう懸念がある。
- ・ 双葉町、大熊町そして富岡町も、避難指示解除の状況にもよるが、檜葉町等の今後の状況に関心をもっていく必要がある。

## (3) 積立金残高

固定資産税と同様に、4 町の震災前と 2016 年度の状況を表にしてみる。

### 積立金残高の状況

単 位：百万円

|            | 浪江町    | 双葉町    | 大熊町    | 富岡町    |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 2010 年度末 計 | 1,695  | 3,963  | 9,991  | 4,425  |
| 財政調整基金     | 1,095  | 215    | 4,636  | 1,558  |
| 減債基金       | 0      | 0      | 24     | 270    |
| 特定目的基金     | 600    | 3,748  | 5,331  | 2,597  |
| 2016 年度末 計 | 15,556 | 55,073 | 95,422 | 15,971 |
| 財政調整基金     | 1,917  | 3,366  | 8,521  | 5,109  |
| 減債基金       | 501    | 0      | 24     | 284    |
| 特定目的基金     | 13,138 | 51,707 | 86,877 | 10,578 |

※減債基金の表示が 0 とあるのは、百万円に満たない額である。

- ・ 浪江町は、震災前の積立金残高はごくわずかであった。それは、原発交付金に依存していなかった証でもあった。現在は交付金によって残高は 155 億円ほどであるが、津波被害もあつて、残高が多いとはいえない状況にある。

- ・ 双葉町と大熊町、とりわけ大熊町は豊富な積立金残高を抱えている。現在は取り崩している状況であるが、その使途が課題である。帰還する町民は少ないと予想されるにもかかわらず、大規模な公共施設を膨大に建設中である。帰還する町民が少なければ、将来の財政負担となるのは明らかである。その負担は、帰還した町民が負うことになる。
- ・ 富岡町は、避難指示区域を残しているにも関わらず、積立金残高は少ない。少ない残高をどう生かしていくのか、帰還する町民の負担はどうなのか等、課題は多い。

## 2. 町民の負担

### (1) 東日本大震災における地方税の取扱い等について

東日本大震災における地方税の取扱い等については、住民税関係、固定資産税・都市計画税・不動産取得税関係、自動車取得税・自動車税・軽自動車税関係などに特例がある。

今後、避難指示が解除された地域の取扱いが課題である。

### (2) 固定資産税

2015 年 9 月 5 日に全地域の避難指示が解除された檜葉町。その檜葉町の町税の減免措置等については以下のようになっている。

<檜葉町の徴税の取扱い> HP から

平成 30 年度の町税等につきましては、下記の取扱いとなりますのでお知らせします。

なお、平成 29 年度までは各税金等において減免措置が講じられていましたが、国の財政支援の終了に伴い税額が変更等になる税金が生じますことをご理解ください。

#### ■ 固定資産税

土地・家屋については算出された税額を 2 分の 1 に減額します。(平成 30 年度まで)

#### ■ 町民税・軽自動車税

町民税については所得に応じて段階的に減免措置を講じておりましたが、平成 29 年度から通常課税となっています。また、軽自動車税も通常課税となりますが、税制改正により平成 29 年度中に新規取得した軽四輪のグリーン化特例(排ガス基準に応じた軽減措置)は平成 30 年度に適用されることとなります。

#### ■ 国民健康保険税

世帯に属する被保険者の合計額が、基準所得額 600 万円以下の世帯については、平成 29 年度と同様に減免を実施します。

#### ■ 介護保険料

合計所得金額（譲渡所得に係る特別控除後）が633万円未満の方については、平成29年度と同様に減免を実施します。

- ・ 被災現地と移住先（被災自治体以外の宅地・建物を求めた場合）とに土地・建物がある場合、被災地の課税がどのように行われるのかが課題。檜葉町は、帰還していない住民の土地は「雑種地」に変更する意向のようだが、問題は固定資産税がどの程度の課税になるかどうかである。
- ・ 移住先（被災自治体以外の宅地・建物を求めた場合）における減免は考えられないので、二重の課税が負担となる懸念がある。
- ・ 被災地の土地は売却したくても買い手は見つかる保障はない。自治体ごとに「空き家バンク」がつくられているようだが、どの運用状況はどうだろうか。

### (3) 復興公営住宅の共益費等について

- ・ 陸前高田 家賃の他に、共益費（1世帯あたり、月額約1,200円）及び駐車場使用料（1台あたり、月額約2,500円）が別途必要
- ・ 宮古市 家賃のほか、毎月「共益費」を負担していただく。団地ごとの、街灯やエレベーターの電気代などの負担。（1戸あたり月1,000円～3,000円程度の見込み。かかった費用を入居者で均等に負担）。駐車場使用の許可を受けた場合は、別途駐車場の料金がかかる（1世帯1台のみ：1,500円/月）。
- ・ 大熊町災害公営住宅募集要項（第1期）
  - (1) 駐車場
    - ・ 駐車場は1戸当たり2台分の駐車スペースを整備しています。
    - ・ 駐車料金は発生しません。
  - (2) 家賃以外の必要な経費
    - ・ 入居時に必要な費用 敷金（家賃の3ヶ月分）
    - ・ 入居後に必要な費用 共益費、自治会費

### (4) 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理（概要） 2018年12月18日 復興庁

<別紙参照>

- ・ 地震・津波被災地域と原子力災害被災地域の記述の違い

<例>

地震・津波被災地域

住まい 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給 災害公営住宅の

家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

- 原子力災害被災地域
  - 帰還促進・生活再建 魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療・介護・福祉・交通・防犯・鳥獣害対策等の生活再開に必要な環境整備 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免 心身のケア、見守り、生活・健康相談、個人線量管理等

<参考資料>

- 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理（概要） 2018年12月18日 復興庁（PDF）
- 浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町 各町の決算カード（2010年度および2016年度、総務省・決算カードについて）  
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>
- 2016年度市町村普通会計決算の概要  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/153881.pdf>